

第1号議案

地域公共交通計画に基づく事業に係る事業評価について 《バス》

先般、愛媛県地域交通活性化地区協議会で御承認いただいたバス（令和7年度分）の地域公共交通計画については、その後、国から補助額の内定を受けて運行の後、当該年度の事業を完了しているところです。

国の補助事業「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を受けて実施する上記事業については、事業ごとに評価を行い、その結果を令和8年1月20日までに国に報告することとされており、報告に当たっては、愛媛県地域交通活性化地区協議会での審議が必要になりますので、別添1及び別添1-2につき御審議いただきますようお願いいたします。

なお、事業評価は別添1のとおり一覧表となっておりますので、関係する部分について御確認ください。

【概要】

○バス「地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）」

項目	内容
事業者名	5事業者 〔伊予鉄バス(株)、瀬戸内運輸(株)、宇和島自動車(株)、ジェイアール四国バス(株)、伊予鉄南予バス(株)〕
事業内容	幹線となる23系統を確保・維持するための運行欠損補助 〔東予地区：瀬戸内運輸(株)10系統 中予地区：伊予鉄バス(株)3系統、ジェイアール四国バス(株)1系統 南予地区：宇和島自動車(株)8系統、伊予鉄南予バス(株)1系統〕 補助対象系統の運行の用に供する車両の減価償却費等補助 〔東予地区：瀬戸内運輸(株) 4両 中予地区：伊予鉄バス(株) 6両 南予地区：宇和島自動車(株) 4両 計14両〕
補助対象額	合計 284,585千円
計画申請額	合計 142,291千円
事業評価	計画どおり事業は適切に実施されている。
参 考	令和7年度運行分（R6.10～R7.9）については、運行実績をもとに令和8年1月20日までに評価し、必要に応じて、次回の地域公共交通計画等に反映させることとしている。